

千葉市こどもの権利救済相談室の開設について

1 こどもの権利救済相談室について

こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するための相談・救済窓口を設置する。

2 開設日

令和7年7月28日（月）

3 救済の対象

本市に在住、在勤、在学するこども（※）

本市に所在するこどもに関わる施設・団体を利用（所属）するこども

※「こども」とは、年齢にかかわらず、心身の発達過程にある者

4 相談・申立てができる者

救済の対象となるこどもまたはそのこどもの養育者、

その他救済の対象となるこどもに関わる方等

5 開設場所・開設時間

期間	開設場所	開設時間	
		平日（月・水・金）	土曜日
7月～9月	こども企画課内	13時～18時 (1日5時間×3日)	—
10月～3月	民間テナント	13時～19時 (1日6時間×3日)	9時～13時など (1日4時間)

※祝休日、年末年始を除く。ただし、月曜日が祝日の場合は翌日火曜日に開設

6 相談室の主な業務内容

- (1) こどもや保護者等からの相談及び救済の申出に対する助言及び支援
- (2) 関係者等への調査、調整、勧告、是正要請及び制度の改善を求めるための意見表明
- (3) こどもの権利に関する普及啓発

7 相談方法

電話やメール、対面での相談。対面で相談する場合は事前予約が必要。

電話 080-6548-5628

メール kenri-kyusai@uwnchiba.net

想定される主な相談内容

- ・家庭内での保護者等との関係に関する悩み
- ・友達関係のトラブル、いじめに関する相談
- ・教職員の対応や部活指導に関する相談
- ・こども自身の特性やこころ、気持ちに関する相談

8 相談室の運営体制

(1) 子どもの権利救済委員

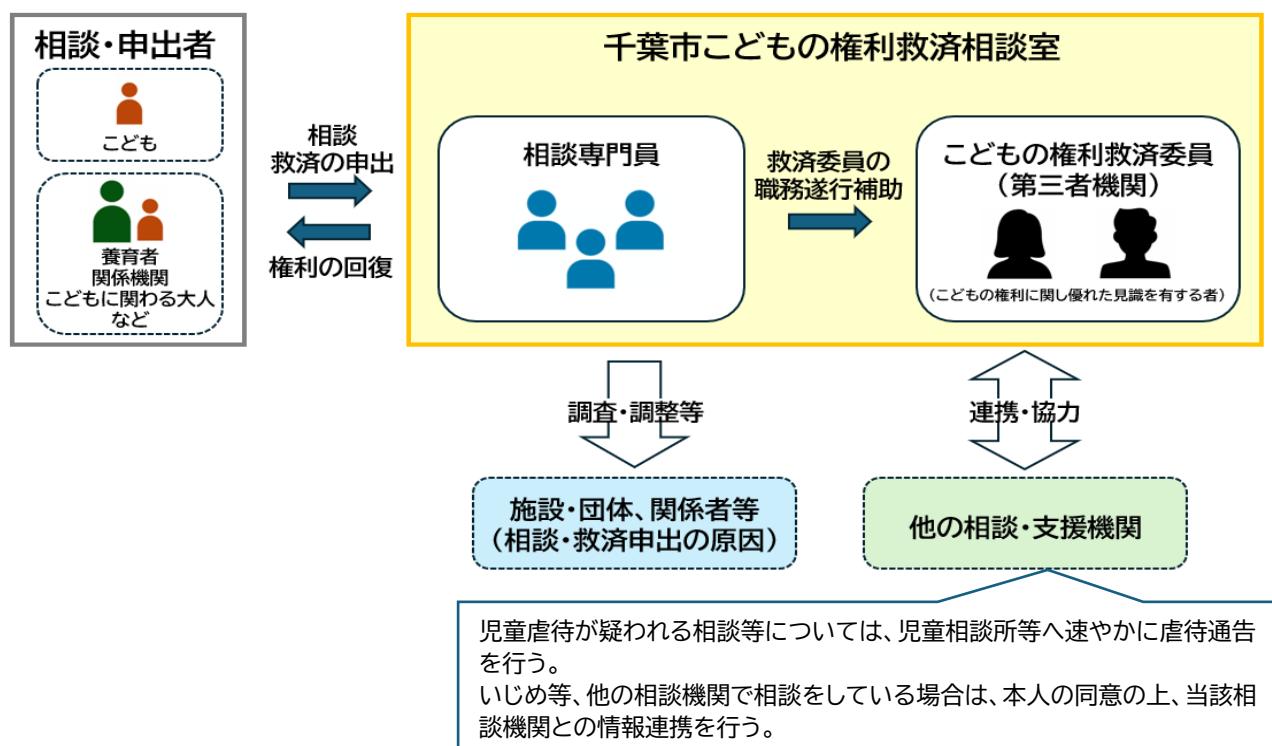
氏名	肩書	備考
なかみぞ 中溝 明子	弁護士	千葉県弁護士会で子どもの権利委員会に所属。 日弁連子どもの権利委員会幹事、千葉県児童虐待対応法律アドバイザー等を歴任。
はつがい 初谷 千鶴子	千葉女子専門学校 福祉保育推進室 室長	千葉市保育所、市児童相談所で一時保護施設保育士として勤務した後、千葉県立高等学校でのスクールソーシャルワーカーを経て現職。 保育士、社会福祉士、精神保健福祉士。

※弁護士、大学教授等子どもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つことができる者

(2) 相談専門員

子どもの権利救済委員の職務遂行を補助し、相談対応や関係機関への調査・調整、子どもの権利救済に関する普及・啓発等を行う。社会福祉士、公認心理師等の有資格者や子どもの相談業務経験者。

(参考) 子どもの権利救済相談のイメージについて



(参考) 相談事例

①子どもの考え方を聞いてくれない <ul style="list-style-type: none"> 「こどもだから」と話を聞いてもらえない おとなに対して意見を言うと一方的に反対される おとのの意見を押し付けられる 	②プライバシーが守られていない <ul style="list-style-type: none"> 勝手にインターネット上に自分の画像を載せられる インターネット上に名前や住所などの情報を書かれる
③いじめられている <ul style="list-style-type: none"> たたかれたり、いやがらせをされたりする 友達から仲間はずれにされている SNSで悪口を書かれたりする 暴力をふるわれる お金やカードなどの品物を要求される 	④自分のやりたいことができない <ul style="list-style-type: none"> 本当はおとながするような家のこと（買物もの・料理・掃除・洗濯など）を毎日のようにすることで、勉強する時間がない おとながするような小さなきょうだいや病気の家族などの世話がとても大変で、遊そんだり、勉強したり、自分がやりたいことができない
⑤おうちの人などから傷つけられている <ul style="list-style-type: none"> おうちの人などのおとなからたたかれたり、傷つけられたりしている 失敗やできないことがあると「お前はダメな子だ」など嫌な言葉を言われる いつも怒鳴られたり、無視されたりしている 病気になってしまって病院に連れて行ってもらえない 不衛生な環境で生活させられている 	